



目 次	ページ
告 示	
○特定農業用ため池の指定の解除（農業基盤課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（8件）（治山林道課）	1
○令和8年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（土木政策課）	2
○令和8年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（ 〃 ）	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園上下水道課）	5
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出（2件）	6
○政治団体の届出事項の異動の届出	6
○政治団体の解散の届出	7
高知県人事委員会公告	
○不利益処分についての審査請求に関する規則による公示による文書の送付	7

告 示

高知県告示第184号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の解除をした特定農業用ため池の名称及び所在地
次のとおりとする。
- 2 指定の解除年月日
令和8年3月12日
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興部農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第185号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町中追字明神2606の1、2606の3、2606の2、2607の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第186号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡仁淀川町鷺ノ巣字カラタニ252、字カラタニノウエ398、401から403まで、字ツボノモト404の1、404の2、405、406の1、407、408の1、408の2、409から413まで、字ホヲノキガサコ414、415、字ヨコヤブ397の2、字ヨラジバタ388、389、字ロクジザラ464から466まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第187号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町日野地字ウツゲ谷586
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第188号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町江師字小石ノミネ795の81
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第189号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和8年3月31日
高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町芳川字ムクロウジ424の6

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第190号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和8年3月31日
高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町大正大奈路字竹ノ谷924の48、924の52

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第191号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和8年3月31日
高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町野々川字下モ川平440の9、440の16、440の21、440の23、440の47、440の57から440の59まで

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第192号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和8年3月31日
高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町十川字イノカミ1233の1、1233の10から1233の12まで

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第193号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。
令和8年3月31日
高知県知事 濱田 省司

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。
なお、資格審査による格付は、行わない。
ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。
ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

<p>(ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）</p> <p>(ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの</p> <p>(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がある者に限る。）</p> <p>(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条</p> <p>(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条</p> <p>(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p>	<p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語</p> <p>申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出</p> <p>申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し</p> <p>知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)の</p>	<p>及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査</p> <p>次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間</p> <p>資格者登録名簿に登録された日から令和9年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続</p> <p>(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和9年3月中に令和9年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他</p> <p>平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年9月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年9月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年9月高知県告示第525号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成29年3月高知県告示第163号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、令和5年8月高知県告示第542号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び令和5年11月高知県告示第710号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査</p>
--	---	--

査要綱の一部改正)、平成23年12月高知県告示第798号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年12月高知県告示第678号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成29年3月高知県告示第164号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)及び令和5年10月高知県告示第685号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和7年3月高知県告示第243号(令和7年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和9年3月31日までとする。

高知県告示第194号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約(同令第2条第4号に規定する特定役務のうち同号イに規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。)に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

令和8年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者

イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者)にあって

は、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 測量業務にあっては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の登録を受けていない者

エ 土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条第1項の登録を受けていない者

オ 建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けていない者

カ 地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項の登録を受けていない者

キ 補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の登録を受けていない者

ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあっては、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けていない者

ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

コ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

(ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(ウ) 役員等(法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が暴力団員等に該当するもの

(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(カ) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した(会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。)場合

カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合を設立した場合

(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

2 資格審査の申請の方法

<p>資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地 (2) 商号又は名称 (3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。 (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。 (3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者 (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者 (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から令和9年3月31日までとする。 (2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和9年3月中に令和9年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出す</p>	<p>ること。</p> <p>8 その他 平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成29年3月高知県告示第165号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、令和4年12月高知県告示第933号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び令和5年10月高知県告示第674号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和7年3月高知県告示第244号（令和7年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和9年3月31日までとする。</p> <p>高知県告示第195号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和8年3月31日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 施行者の名称 香美市</p> <p>2 都市計画事業の種類及び名称 昭和58年10月高知県告示第693号高知広域都市計画下水道事業（香美市公共下水道）</p> <p>3 事業施行期間 昭和58年10月25日から令和13年3月31日まで</p> <p>4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 令和3年1月高知県告示第74号の事業地のうち、高知県香美市土佐山田町宮ノ口字下モ赤亀、夢野酒屋床北、西ノ丸ノ</p>	<p>北、西ノ丸ノ南、神母ノ木字鏡石、鹿ノ寝覚、散田、川添、下舟渡、伊気元、古告野、突廻、川尻、郷元及び山田島字神母ノ木川原の一部を削る。</p>
--	--	---

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党高知県第1区総支部 (田所 裕介)	田所 治郎	高知市万々352	衆議院議員 (候補者等)	○	令8・1・5
中道改革連合高知県第1区総支部 (田所 裕介)	田所 治郎	高知市万々352	衆議院議員 (候補者等)	○	令8・1・23

高知県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浜口かずや後援会	浜口 和也	浜口 加津枝	土佐清水市竜串9-2	令8・1・5
大田みつお後援会	大田 満男	大田 茉依	長岡郡大豊町怒田364	令8・1・5
上松雅宏後援会	上松 雅宏	上松 雅宏	香南市夜須町手結山132-1	令8・1・6
森田じゅんや後援会	近澤 大輝	門田 賢次	土佐市新居1970-1	令8・1・7
山脇光章後援会	山脇 光章	山田 隆俊	高岡郡四万十町香月が丘5-4	令8・1・13
森沢あらき後援会	森澤 大和	森澤 亜良樹	土佐市家俊1004-3	令8・1・14
鳴崎高秀後援会	松澤 毅	鳴崎 康正	土佐市宇佐町宇佐1136-1	令8・1・26

高知県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月31日
 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司
 政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	自由民主党四万 十市西土佐支部 (小出 徳彦)	中平 正 宏	異動なし	異動なし	令7 ・11 ・19
新		小出 徳 彦			
旧	自由民主党佐川 町支部 (桑鶴 太郎)	藤原 健 祐	異動なし	高岡郡佐 川 町 甲 350-1	令7 ・10 ・30
新		桑鶴 太 朗		高岡郡佐 川 町 甲 553-7	
旧	立憲民主党高知 県第1区総支部 (長尾 和明)	田所 裕 介	異動なし	異動なし	令7 ・3 ・15
新		長尾 和 明			
旧	立憲民主党高知 県総支部連合会 (長尾 和明)	田所 裕 介	異動なし	異動なし	令8 ・1 ・20
新		長尾 和 明			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治
 団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	野町まさき後援 会 (野町 雅樹)	異動なし	異動なし	安芸市穴 内 甲 567 - 2	令8 ・1 ・1

新				安芸市穴 内 乙 204 - 1	
旧	解決の会 (山本 靖知)	異動なし	異動なし	高知市朝 倉本町一 丁目10- 9	令8 ・1 ・1
新	山本やすとも後 援会 (山本 靖知)			土佐市高 岡 町 甲 538-2	
旧	木村わたる後援 会 (岡林 俊司)	異動なし	森田 幸 江	異動なし	令8 ・1 ・5
新			八月一日 晃		
旧	小川ともや後援 会 (山崎 有紀)	異動なし	異動なし	長岡郡大 豊町高須 238-3	令8 ・1 ・6
新				長岡郡大 豊町川口 2050-2	
旧	西沢かずふみ後 援会 (西澤 和史)	異動なし	異動なし	四万十市 中村上小 姓町41	令8 ・1 ・15
新				四万十市 中村愛宕 町47	

高知県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定
 による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に
 より次のとおり公表する。

令和8年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日

小松ひでみ後援会	谷田 実	令7・12・31
サニーマート労働組合政治 連盟	塩坂 博史	令7・12・31
吉田ひさと後援会	吉田 尚人	令8・1・15
大原りえ後援会	大原 りえ	令7・12・31
大原透後援会	大原 透	令7・12・31

人事委員会公告

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成29年高知県
 人事委員会規則第16号。以下「規則」という。）第55条第2項及
 び第3項の規定に基づき、送付すべき次の文書は、高知県人事委
 員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その
 交付を受けてください。

なお、当該文書を受領しないときは、令和8年4月14日をもつ
 て同条第2項の規定による送付があったものとみなされます。

令和8年3月31日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

1 文書の種類
 規則第12条第1項の規定により事案の審査を打ち切り、審査
 請求を却下した旨を同条第2項の規定により通知する文書

2 文書の交付を受ける者の氏名
 昭和45年1月5日、同年3月20日、昭和49年4月1日、昭和
 50年3月31日、同年4月26日、同月28日、同月30日、同年5月
 1日、昭和53年5月15日、昭和54年2月23日、昭和57年4月20
 日及び昭和60年5月16日に受け付けた審査請求に係る以下の審
 査請求人

- 安芸 和子
- 上田 栄次郎
- 上田 豊實
- 安藤 翠
- 生城 浩
- 井家 和江
- 池 潤一
- 池田 廣子
- 石川 和
- 石川 正芳
- 石野 長政
- 石元 和子
- 市川 豊八

市川 幸
市原 茂
井津 眞喜
伊藤 篤雄
稲毛 延年
井上 久子
井上 廣子
井上 良一
今城 澄子
今城 嘶子
今村 禮子
伊与田 穰
伊与田 正伸
岩合 久
岩崎 環
岩崎 玲子
岩田 クニ子
植田 満喜恵
上野 章一
上東 奈賀子
上山 昌孝
枝重 敏子
大石 淑子
大久保 幸彦
大隅 英子
大庭 延美
大島 美瑛子
岡 秀雄
岡崎 佳代子
岡崎 昭平
岡田 保敏
岡林 さよ
岡林 聰
岡林 英
岡林 博雄
岡林 富士野
岡林 能子
岡村 俊子
岡村 正宣
岡村 末栄
岡本 竹夫
岡本 美智子
沖 恵子
沖 輝子
沖 喜邦

沖野 哲也
尾崎 恵美
尾崎 衣子
尾崎 之治
小原 裕子
景平 育
景平 弥輔
片岡 和子
片岡 鹿寿
加地 節
加藤 楠子
門田 昌治
門脇 重勝
金子 幸子
兼松 淳子
鎌倉 信吉
上岡 淳子
上岡 啓一
上岡 富子
上岡 良人
上窪 浩
上村 茂夫
上村 孝澄
苅谷 貴顕
刈谷 高恵
仮谷 敏雄
河岡 道子
川口 真理子
川崎 淳夫
川崎 雅宏
川谷 和男
川村 高子
川村 嘉彦
岸野 政子
岸本 嬉美
北村 ルリ子
清岡 米
清藤 雅子
吉良 武
國吉 城代衛
合田 正寛
河野 彰子
河野 孝允
河野 伸子
古味 寿恵

小山 嘉信
西原 慶郎
酒井 千鶴
榎原 美鈴
坂本 一子
佐藤 満子
真田 茂子
佐野 君香
佐山 登志子
澤本 平
三宮 一幸
嶋岡 みへ
嶋崎 泰輔
島崎 隆義
島内 三男
島村 数子
島本 理夫
島元 陽一郎
下元 正清
庄境 春子
白石 浩一
白土 賀代子
新階 清子
杉本 朝夫
助村 繁喜
仙頭 悦子
田井 清賀
田岡 正和
多賀 一造
高崎 佳恵
高橋 明夫
高橋 宏誼
宅間 町子
竹内 功
竹内 小富貴
竹内 悦野
竹崎 徳
竹島 幸恵
竹島 敏夫
武市 昌子
田所 慧
田所 南海雄
田中 定實
田中 鈴子
田中 秀夫

田中 寛子
 田中 良尚
 田邊 一清
 谷 延子
 谷岡 桂策
 谷口 澄子
 谷口 平八郎
 谷本 須美子
 田内 春子
 玉木 武美
 田村 崇
 田村 富子
 近澤 敬子
 近沢 健二郎
 都築 昭
 津野 文雄
 寺内 嘉
 寺尾 俊介
 寺尾 雅明
 寺川 謙
 土居 住江
 土居 生夫
 土岐 理恵子
 時久 廣子
 徳永 恭子
 徳弘 由枝
 富田 睦美
 中内 英明
 中内 康広
 長岡 忠教
 中川 正路
 長澤 至宏
 中田 克身
 中田 良雄
 中谷 郁子
 中野 邦広
 中野 澄子
 永森 節子
 中山 淳介
 中山 正彦
 長山 道治
 永吉 玉子
 那須 又悦
 那須 芳子
 鍋島 通夫

南部 博俊
 新井 利房
 新谷 百合子
 西 竹彦
 西井 義澄
 西尾 正
 西岡 恭一
 西川 和子
 西込 靖夫
 西込 祥子
 西沢 稔子
 西田 慶子
 西田 正浩
 西山 芳子
 能勢 栄虎
 能勢 行雄
 野町 弥生子
 野村 授枝
 野村 晋助
 野村 節子
 野村 輝子
 橋田 美智子
 橋本 寛和
 畠山 雅恵
 畑山 須美
 濱宇津 和夫
 浜崎 公
 浜田 喜世子
 濱田 通
 濱田 正貴
 浜田 昌俊
 浜田 三千代
 原田 英子
 原田 勝美
 日置 元美
 東村 一代
 疋田 久子
 樋口 喜美恵
 平井 孝子
 平石 香
 平山 巖
 広井 淳
 廣瀬 和子
 深原 啓夫
 福島 勇

福田 和哉
 普光江 園子
 堀内 英延
 堀内 昭佑
 本田 幸
 本田 公
 前田 耕作
 前田 米喜
 前野 美代
 正岡 加
 正木 数美
 正木 忠
 間崎 博子
 正木 八重子
 町田 操
 松浦 忠男
 松尾 達恵
 松岡 児幸
 松澤 圭資
 松下 敏彦
 松田 卓造
 松田 雛子
 松村 寿一
 松村 光正
 松村 幸雄
 松本 謙亮
 松本 博至
 丸山 武夫
 溝渕 崇々子
 三谷 隆彦
 南 ハルミ
 宮崎 安美
 宮地 幸雄
 三好 晃一
 村岡 日出彦
 森 喜代子
 森 尚水
 森 登志子
 森 三千加
 森岡 恭子
 森下 泰
 森田 喜郎
 森本 憲二郎
 安岡 久寿一
 安岡 大蔵

安並	千代美
矢野川	瀧男
矢野川	修枝
山県	喜代子
山口	貞子
山崎	和子
山崎	公子
山崎	森一
山崎	素代
山崎	辿
山崎	洋子
山崎	隆輔
山下	綾子
山下	叔生
山下	迪子
山田	隆男
山中	比呂志
山本	圭一
山本	修平
山本	速雄
横田	三枝
横山	路子
吉井	久子
吉尾	昭清
吉川	秀子
吉川	宜克
吉永	寿子
吉村	脩
吉村	勝之
吉村	恭子
吉村	文子
吉村	睦
吉本	玉寿
吉本	信明
米倉	百枝
米女	愛
米女	東作
依光	彬
和田	多嘉子
和田	友夫
和田	尚子
渡辺	憲司
渡辺	茂
渡辺	治